

# 会 則

(名称)

第1条 この会は、関西留学生国際交流支援連絡会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府中央区難波千日前 8-21 千田硝子食器株式会社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、大阪で学ぶアジア諸国をはじめ世界各国からの留学生の社会参加や就労に必要な支援を行うため、地域・企業等との交流の促進等の事業を行い、我が国と諸外国との相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 産学協調による活動プログラムの立案及び推進

① 産学国際交流懇親会の開催

企業と留学生の交流と情報交換を目的とした懇親パーティー

② 産学国際交流研究会の推進

産学共通の研究テーマを設けてより実践的な国際交流研究を開催

③ 留学生支援セミナーの開催

留学生向けに社会・生活・風習など様々なテーマを設けてセミナーを開催

④ 留学生文化交流(修学)体験の実施

様々な日本古来の伝統文化に触れ、日本人の思想の原点を修学

(2) 国際人材支援センター（以下「本センター」という。）の運営

① 本センターの趣旨

有能な国際人材の社会参加、就労を促進するため、国際人材の求人(企業)ニーズと求職(留学生)ニーズのコーディネートを行う人材供給機関を目指す。そのために、関西に在駐する大学、学校法人、各領事館を通じて多くの人材登録を促すとともに、事業所に対して受入先として本センターへの登録を促す。

② 本センターの運営母体

本会内部に事務局を置き事業準備を進め、法人化を視野に入れた事業運営を展開する。

③ 本センターの役割

1. 留学生に対する日本語及び日本文化の習得促進
2. セミナー・産学交流会を通じ、留学生と企業の出会いの場を提供
3. インターンシップを通じ、留学生と企業のマッチング支援
4. 日本企業に就職した留学生の定着支援
5. インターネット、SNS を活用した事業周知による留学生と企業とのネットワーク構築

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の二種類とする。

(1) 正会員は、本会の目的に賛同し、留学生に対する支援活事業を担うために入会登録を行った者とし、以下に権利を定める。

- ① 総会において事業運営への発言及び議決権を有する。
- ② 各プログラムへの参画については正会員価格にて参加。
- ③ 人材支援センターの活用については原則無料。
- ④ 各部会への優先出席による運営参画及び最新情報の収集。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った者とし、以下に権利を定める。

- ① 各プログラムへの参画については賛助会員価格にて参加。
- ② 受益者負担程度の利用料金にて人材支援センターの活用が可能。
- ③ 各部会への出席による運営参画及び最新情報の収集。

(入会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を代表幹事に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、事業活動の費用に充てるため、会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- |          |    |    |            |
|----------|----|----|------------|
| (1) 正会員  | 法人 | 会費 | 100,000円/年 |
| (2) 賛助会員 | 法人 | 会費 | 50,000円/年  |
|          | 個人 | 会費 | 30,000円/年  |

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表幹事に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 法人、団体等が解散、死亡したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- |      |      |
|------|------|
| 代表幹事 | 1名   |
| 幹事   | 若干名  |
| 事務局長 | 1名   |
| 会計   | 1名   |
| 監査   | 3名以内 |

(役員職務)

- 第10条 代表幹事は、会務を総理しその業務を統括する。
- 2 幹事は、本会の業務の遂行ならびに運営の適正化を担当する。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

- 第11条 代表幹事、幹事、事務局長の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会、又は臨時総会において選出する。
- 2 事務局長は代表幹事が指名する。
- 3 会計は、事務局長が指名する。
- 4 監査は、全会員の中から選出する。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

- 第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会、又は臨時総会の議決により、これを解任することができる。
- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

- 第14条 本会の総会は、全ての会員を持って構成し、毎年1回4月に開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 会則、事業等の改廃
  - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
  - (3) 本会の解散
  - (4) 役員選任及び解任
  - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 本会の会議は、代表幹事が召集する。
- 4 総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。
- 5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(幹事会)

- 第15条 本会の幹事会は、代表幹事、幹事、事務局長をもって構成する。
- 2 幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 3 幹事会の議事は、幹事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事業報告書及び決算）

第16条 代表幹事は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

（事業年度）

第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（事務局）

第18条 本会の事務局は、任期となる事務局長の執務所在地とし、改選時に告知される。

（会計）

第19条 本会の経費は、正会費および賛助会費をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

（会員資格の抹消）

第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、幹事会の承認を経て会員登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
- ② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

（会則の変更）

第21条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（その他）

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。